

## 第4期福津市地域福祉計画・第3期福津市地域福祉活動計画について

### 1 これまでの計画について

#### 【地域福祉計画とは】

「地域福祉計画」は、市町村が策定する計画で社会福祉法第107条の規定に基づく計画であり、地域福祉推進の主体である市民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などに取り組むための総括的な計画です。

(市町村地域福祉計画)

**第七十七条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

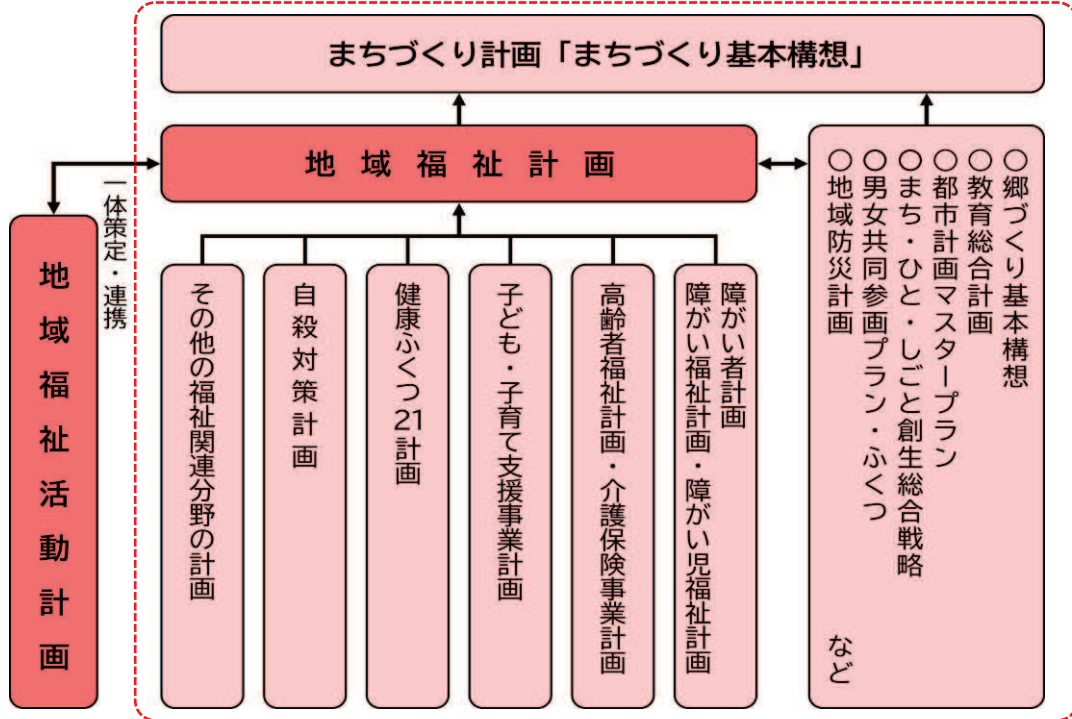
(平二九法五二・全改、令二法五二・一部改正)

#### 【地域福祉活動計画とは】

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進団体として規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、地域にあるさまざまな福祉課題に対して、それを解決するために住民、行政、福祉活動を行う団体、民生委員・児童委員協議会などと連携しながら、住民の立場から地域福祉の推進を行うための計画です。

- これまでの計画策定では、福津市総合計画（まちづくり計画）、高齢者、障がい者、こどもの各分野の計画を横断的につなぐとともに、整合性と連携を図りながら策定してきました。

<第3期福津市地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の位置づけ>



## 2 地域共生社会の実現に向けて

- 少子高齢・人口減少

我が国では、少子高齢化や人口減少という課題に加え、単身世帯の増加や社会的孤立など、人々が暮らしていく中で、持続可能な地域社会の存続が危ぶまれています。

本市においては、宅地開発が急速に進み、人口増加が続いている一方で、同じ市内において、人口増加・減少、年齢構成の地域差が顕著になっています。地域によって課題が異なるため、地域の課題を解決しながら魅力ある住みやすい地域をつくることが重要です。

- 地域や家庭におけるつながりの希薄化

暮らし方の多様化、単身世帯の増加、自治会未加入などにより、地域・家庭などにおいて、人々の生活におけるささえ合いの基盤が弱まってきています。この人と人とのつながりが弱まることで、課題を抱えた人々がますます孤立し、深刻化しているケースが増えています。

### 3 令和3改正社会福祉法に伴う社会福祉計画の位置付けについて

#### 【上位計画としての位置づけ】

改正社会福祉法第106条の3に基づき、包括的な支援体制の整備に努めるとともに、第107条の5を本計画に盛り込むことで、各福祉に関する計画の上位計画として位置付けます。

(包括的な支援体制の整備)

**第百六条の三** 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

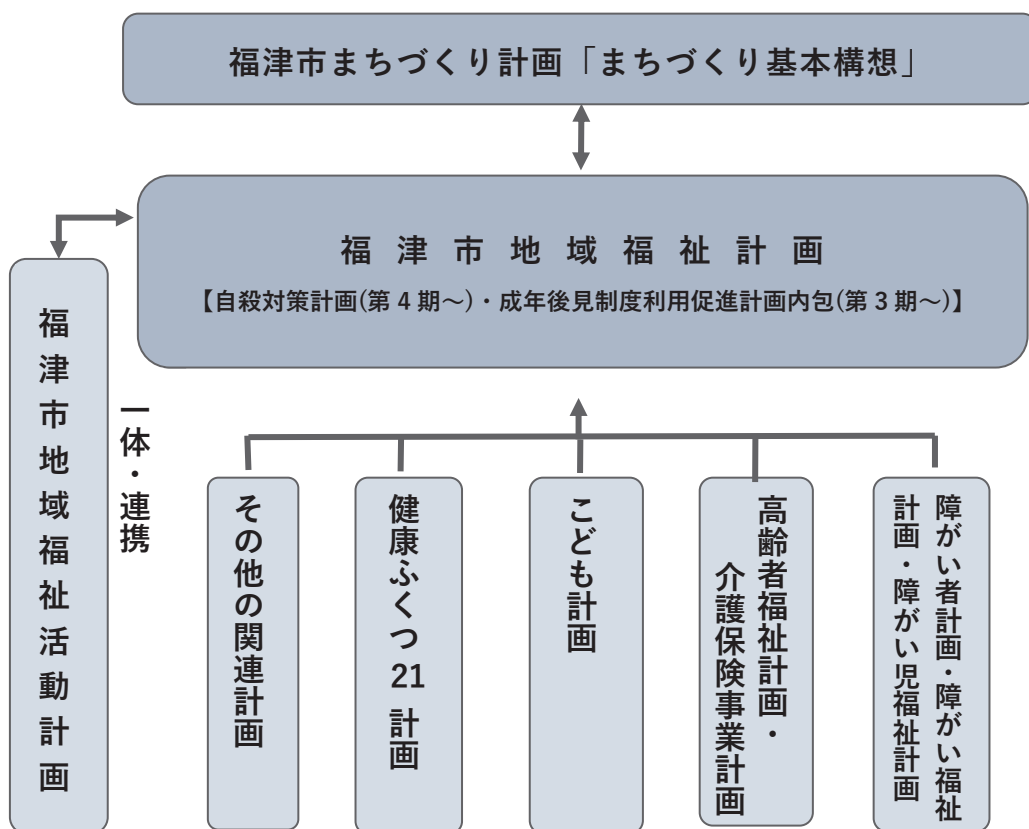
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(平二九法五二・追加、平三〇法四四・令二法五二・一部改正)

#### 【関係する各福祉計画との調整】

上位計画とされることに伴い、庁内各課が所管する各福祉計画との調和を図ったうえで策定します。具体的には、各課担当職員と調整会議（ワーキング会議）を行い、連携を図りつつ、計画を策定していきます。

< 第4期福津市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の位置づけ（案） >



#### 4 地域福祉計画に盛り込むべき事項について

現計画においても、第107条に挙げられる取り組むべき事項を重要視し、計画策定、実行に移してきました。

次期計画では、第107条第1項の5が格上げされたことより、これまで条件付きによる自治体の取り組みとされていたものが、地域福祉計画を策定する上で、必須事項となりました。

第1期から第3期で継続的に取り組んできた各分野の福祉サービスについて、第4期は、従来の良い点は継続し、不十分な点は強化していくとともに、各分野にて対処するには難しい複雑かつ複合的な課題について対応できる取り組みとして、包括的な支援体制を検討・整備することができるよう計画構想を行います。

#### 次期計画の計画期間

第4期福津市地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5ヵ年間の予定です。

	H19～H28	H29～R3	R4～R8	R9～R13
地域福祉計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
地域福祉活動計画		第1期計画	第2期計画	第3期計画